

長野県豊かな水資源の保全に関する条例について

水大気環境課

条例制定の背景

- 近年、目的不明な土地取引による地下水への影響、涵養機能の低下による地下水の減少などを契機として、水資源の重要性に対する認識が高まってきている。
- 水資源を保全するためには、いつ、誰が、どのような目的で水源地域の土地の取引等が行われるか、常に把握し、当該土地の取引等について、適切に指導・監視していくことが必要である。
- 現行制度では、土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難であるため、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、土地の取引等の事前届出制を中心とした水資源を保全するための新たな条例を制定する。

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）の概要

1 目的

- 水資源の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、長野県水環境保全条例と相まって、市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とすること。

2 基本原則

- 水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならないこと。

3 水資源保全地域の指定

- 水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができること。

水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定

- 基本指針の内容
 - ・水源地域における水資源の保全に関する基本的事項
 - ・水資源保全地域の指定に関する事項
 - ・水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
- ※環境審議会への諮問、公表



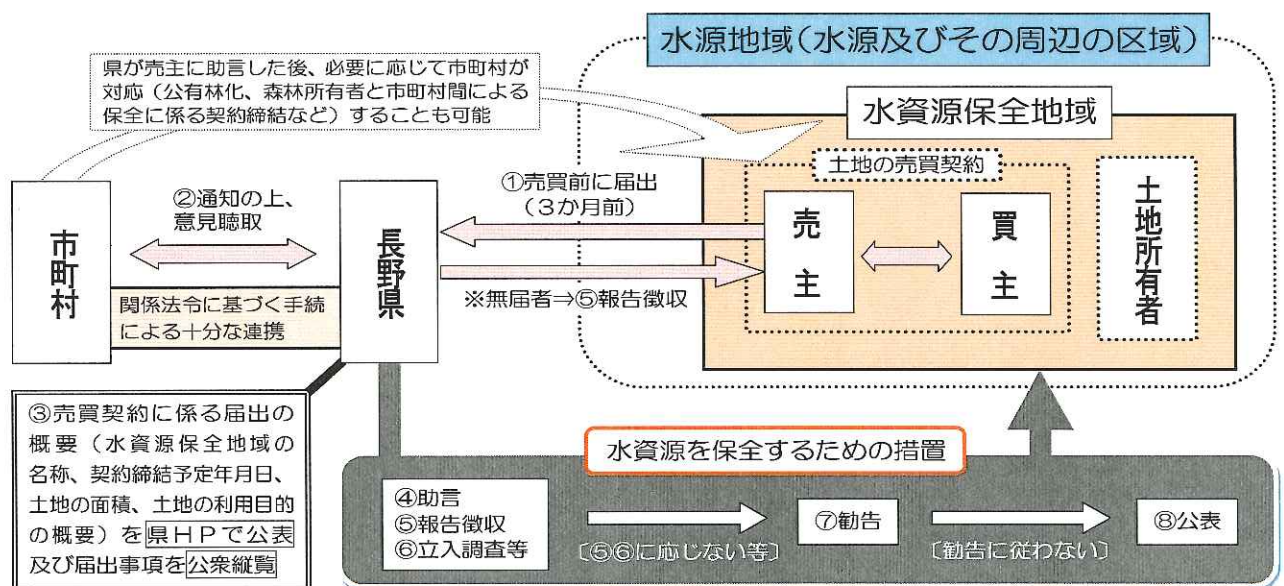
水資源保全地域の指定

- ①市町村長からの申出
- ②市町村長から他の市町村の区域に係る指定要請
- ③知事が保全の必要性を判断
- ※環境審議会への諮問、公告・縦覧

4 水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制を中心とした水資源を保全するための措置等

- (1) 水資源保全地域内の土地について、土地所有者等（売主等）は、土地の売買契約等を締結しようとする場合には、3か月前までに、必要事項を知事に届け出なければならないこと。
- (2) 知事は、関係市町村長に(1)の届出の写しを送付して意見を求めなければならないこと。
- (3) 知事は、(1)の届出の概要を県のホームページ等で公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供しなければならないこと。
- (4) 知事は、水資源保全地域内の土地における水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした者（売主等）又は当該届出に係る契約の相手方（買主等）その他水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言をすることができること。
- (5) 知事は、(4)の者又は無届者に対し、それらの者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができるとともに、職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、その利用状況について調査等させることができること。
- (6) 知事は、報告をしない者、立入調査を拒んだ者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるとともに、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができること。
- (7) 公有林化等を促進するため、土地所有者等は、契約の締結の予定がない場合も知事に届け出ることができること。

（参考1）水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制のイメージ図



（参考）①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。（④については、必要に応じ、環境審議会への諮問）

（参考2）条例施行後のスケジュール

項目	年度	H24	H25									
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
基本指針の策定		●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
水資源保全地域の指定の申出						●	→	→	→	→	→	→
水資源保全地域の指定										●	→	→
土地の取引等の事前届出制										●	→	→